

## 議案第13号

### 令和7年度長生村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度長生村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,634千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247,334千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

長生村長職務代理者

長生村副村長 田中喜宣

#### 提案理由

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、提案するものです。

#### 主な補正の内容

歳入歳出を精査し、それぞれ増減するものです。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		167,412	21,558	188,970
	1. 後期高齢者医療保険料	167,412	21,558	188,970
3. 繰入金		58,562	△3,942	54,620
	1. 一般会計繰入金	58,562	△3,942	54,620
4. 繰越金		1,783	1,018	2,801
	1. 繰越金	1,783	1,018	2,801
歳入合計		228,700	18,634	247,334

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		217,711	17,615	235,326
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	217,711	17,615	235,326
3. 諸 支 出 金		260	1,019	1,279
	2. 一般会計繰出金	0	1,019	1,019
歳 出 合 計		228,700	18,634	247,334

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	125,304	6,595	131,899
2. 普通徴収保険料	42,108	14,963	57,071
計	167,412	21,558	188,970

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 保険基盤安定繰入金	48,515	△3,942	44,573
計	58,562	△3,942	54,620

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1,783	1,018	2,801
計	1,783	1,018	2,801

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	6,595	特別徴収保険料現年度分
1. 現年度分	14,961	普通徴収保険料現年度分
2. 滞納繰越分	2	普通徴収保険料滞納繰越分

節		説明
区分	金額	
1. 保険基盤安定繰入金	△3,942	保険基盤安定繰入金

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	1,018	前年度繰越金

## 2. 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	217,711	17,615	235,326			17,616	△1
計	217,711	17,615	235,326			17,616	△1

(款) 3. 諸支出金

(項) 2. 一般会計繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般会計繰出金	0	1,019	1,019				1,019
計	0	1,019	1,019				1,019

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金補助 及び交付金	17,615	○後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及び交付金 ・後期高齢者医療広域連合納付金 ・保険基盤安定制度拠出金	17,615 17,615 21,557 △3,942

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
27. 繰出金	1,019	○繰出金 繰出金 ・一般会計繰出金	1,019 1,019 1,019